

第3章 旅 費

○海部地区水防事務組合職員の旅費に関する条例

昭和48年6月6日
条例第13号

改正 平成8年11月29日条例第4号
平成2年2月15日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のため旅行する職員（特別職の職員を除く。）に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 職員が公務のため旅行した場合の旅費については、愛西市職員の旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第48号）の例によるものとする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(平成8年11月29日条例第4号)

この条例は、平成8年12月1日から施行する。

附 則(平成22年2月15日条例第1号)

この条例は、平成22年3月22日から施行する。